

実績原価方式に基づく 平成29年度の接続料の改定等について

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)
代表取締役社長 山村 雅之
西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)
代表取締役社長 村尾 和俊
(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

2. 申請年月日

平成29年2月2日(木)

3. 実施予定期日

認可後、平成29年4月1日(土)に遡及して適用。

4. 概要

実績原価方式を適用する平成29年度の接続料、手続費等の改定等を行うもの。

II 主な変更内容

接続料

1. 概要

実績原価方式を適用する平成29年度の接続料について、多くのレガシー系設備に係る接続料は自己資本利益率の上昇による報酬額の増加及び需要の減少により値上がり傾向が継続している。

2. 一般帯域透過端末回線機能(ドライカットパ)及び帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)の接続料

(1)一般帯域透過端末回線機能(ドライカットパ)の接続料

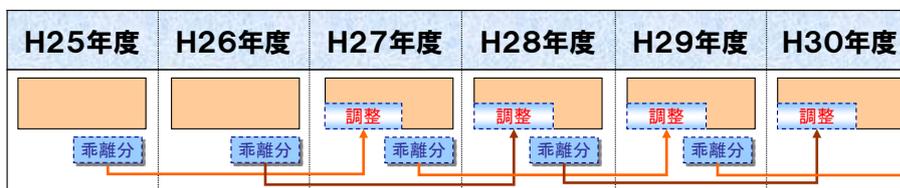
ドライカットパの接続料(※1)は、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(平成25年5月)の提言を踏まえ、メタル回線と光ファイバ回線の施設保全費の配賦方法の見直し等が行われた影響により、平成26年度及び平成27年度では低減した。

平成29年度接続料については、前年度に引き続き設備管理運営費は減少したものの、自己資本利益率の上昇により報酬額が増加したことから、接続料原価(調整額を除く。)の減少(※2)は小幅となった。そのため、需要の減少率が接続料原価の減少率を上回り、接続料算定単価が上昇したことに加え、調整額の増加の影響もあり、接続料はさらに上昇している。

なお、ドライカットパの接続料(※3)上昇の激変緩和措置のため、平成27年度の調整額のうち、平成26年度と平成27年度の調整額における対前年増減額の差分(※4)について、平成29年度の接続料原価から平成30年度の接続料原価に繰り延べて算定することについて、第一種指定電気通信設備接続料規則(以下「接続料規則」という。)第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

※1 平成29年度の接続料の算定に当たっては、平成27年度の実績費用と接続料収入との乖離分を「調整額」として平成29年度の接続料の原価に算入している。本申請概要においては、特に注記のない場合は、調整額加算後の数値を記載している。

【参考】調整額のイメージ



※2 前年からの増減率は、加入者回線部分において

- ・ 接続料原価は▲3.9% (報酬額を除く)、▲0.8% (報酬額を含む)、需要は▲8.1% (NTT東日本)
- ・ 接続料原価は▲4.8% (報酬額を除く)、▲2.2% (報酬額を含む)、需要は▲8.7% (NTT西日本)

※3 メタル端末回線についても、ドライカットパと同様の接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

※4 平成26年度調整額の対前年増減額(+131億円)と平成27年度の調整額の対前年増減額(+142億円)の差分(+10億円) (NTT東日本) 平成26年度調整額の対前年増減額(+66億円)と平成27年度の調整額の対前年増減額(+175億円)の差分(+110億円) (NTT西日本)

■ 申請料金：一般帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパ)の接続料

	平成 29 年度		平成 28 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1、2	1,450 円	1,486 円	1,346 円	1,386 円
特別損失※3	—	—	+4 円	+5 円
調整額	+179 円	+112 円	+88 円	+62 円
申請接続料※4	1,629 円	1,598 円	1,438 円	1,453 円
括弧内は前年度からの増減率	(+13.3%)	(+10.0%)	(+12.3%)	(+8.9%)
前年度からの増減額	+191 円	+145 円	+158 円	+119 円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 回線管理機能に係る接続料を含む
 ※3 PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失(以下同じ。) ※4 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理

【参考】ドライカッパの調整額と前々算定期間の接続料原価・需要の関係

接続会計年度	NTT東日本			NTT西日本		
	接続料原価	需要	調整額	接続料原価	需要	調整額
平成 24 年度→平成 26 年度	▲8.9%	▲16.0%	+88 円	▲10.5%	▲15.3%	+62 円
平成 25 年度→平成 27 年度	+9.8%	▲15.2%	+179 円	+1.8%	▲15.7%	+112 円

(2)帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)の接続料

ラインシェアリングの接続料については、需要の減少率が接続料原価の減少率を上回った(※1)ため、接続料算定単価は上昇。調整額の影響も加味し、接続料はNTT東日本で減少(※2)、NTT西日本で上昇している。

- ※1 ラインシェアリングに係る前年度からの増減率は、主配線部分において
- ・ 接続料原価は▲7.1% (報酬額を除く)、▲3.7% (報酬額を含む)、需要は▲9.1% (NTT東日本)
 - ・ 接続料原価は▲8.4% (報酬額を除く)、▲5.3% (報酬額を含む)、需要は▲9.7% (NTT西日本)
- ※2 ラインシェアリングに係るNTT東日本の接続料単価(93円)のうち回線管理運営費分については、需要の減少を上回るコストの削減により減少(平成28年度49円→平成29年度47円)。その結果、MDF(主配線盤)も含めた接続料単価の上昇が小幅となった(平成28年度91円→平成29年度93円)。加えて、今年度より特別損失の影響もないことや、接続料単価(回線管理運営費分)の減少に伴う調整額の変動も加味し、結果的に申請接続料は減少。

■ 申請料金：帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)(※1)

	平成 29 年度		平成 28 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※2、3	93 円	99 円	91 円	92 円
特別損失	—	—	+2 円	+3 円
調整額	+5 円	+9 円	+7 円	+6 円
申請接続料※4	98 円	108 円	100 円	101 円
括弧内は前年度からの増減率	(▲2.0%)	(+6.9%)	(+6.4%)	(+7.4%)
前年度からの増減額	▲2 円	+7 円	+6 円	+7 円

※1 接続事業者がスプリッタを設置する場合 ※2 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※3 回線管理機能に係る接続料を含む
 ※4 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理

3. 通信路設定伝送機能の接続料

専用線に係る接続料のうち、通信路設定伝送機能については、

＜NTT東日本＞

設備更改により、減価償却費や施設保全費は減少したものの、固定資産除却費の増加や自己資本利益率の上昇による報酬額増加の影響により、接続料原価（調整額を除く）の減少（※）は小幅となった。そのため、需要の減少率が接続料原価の減少率を上回り、接続料算定単価が上昇したことに加え、前年度と同様、調整額の影響により、接続料はさらに上昇している。

＜NTT西日本＞

設備更改により施設保全費は減少したものの、減価償却費や固定資産除却費の増加、報酬額の増加により、接続料原価（調整額を除く）は増加（※）した。さらに、需要が減少したことから接続料算定単価は上昇しており、また、前年度と同様、調整額の影響により、接続料はさらに上昇している。

- ※ 前年からの増減率は、接続料原価の大宗を占める専用加入者線に係る装置において、
- ・ 接続料原価は▲7.2%（報酬額を除く）、▲5.6%（報酬額を含む）、需要は▲8.1%（NTT東日本）
 - ・ 接続料原価は+17.6%（報酬額を除く）、+17.2%（報酬額を含む）、需要は▲7.4%（NTT西日本）

■ 申請料金：通信路設定伝送機能（一般専用（3.4kHz））

	平成 29 年度		平成 28 年度	
	NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
接続料算定単価※	9,329 円	10,486 円	8,319 円	7,386 円
特別損失	—	—	+101 円	+106 円
調整額	+2,153 円	+4,481 円	+2,349 円	+2,097 円
申請接続料	11,482 円	14,967 円	10,769 円	9,589 円
括弧内は前年度からの増減率	(+6.6%)	(+56.1%)	(+15.2%)	(+23.3%)
前年度からの増減額	+713 円	+5,378 円	+1,420 円	+1,811 円

※ 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない

■ 申請料金：通信路設定伝送機能（デジタルアクセス（64kbps））

	平成 29 年度		平成 28 年度	
	NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
接続料算定単価※	8,822 円	9,919 円	7,863 円	6,987 円
特別損失	—	—	+95 円	+100 円
調整額	+2,035 円	+4,234 円	+2,213 円	+1,976 円
申請接続料※2	10,857 円	14,153 円	10,171 円	9,063 円
括弧内は前年度からの増減率	(+6.7%)	(+56.2%)	(+15.2%)	(+23.3%)
前年度からの増減額	+686 円	+5,090 円	+1,340 円	+1,711 円

※ 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 タイプ1-1：平日・昼間帯故障修理

4. 公衆電話機能の接続料

公衆電話機能の接続料については、接続料原価(調整額を除く。)は概ね減少したにもかかわらず、需要がその減少率を上回って減少(※)したこと、さらに調整額が増加した影響により、接続料は上昇している。

※ 前年度からの増減率は以下のとおり。

〈NTT東日本〉	
・ 公衆電話発信機能	
接続料原価	▲4.3% (特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲2.4% (特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)
需要	▲19.2%
・ デジタル公衆電話発信機能	
接続料原価	+7.5% (特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、+10.0% (特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)
需要	▲14.7%
〈NTT西日本〉	
・ 公衆電話発信機能	
接続料原価	▲7.1% (特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲5.4% (特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)
需要	▲16.0%
・ デジタル公衆電話発信機能	
接続料原価	▲1.8% (特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲0.1% (特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)
需要	▲12.5%

なお、平成29年度の接続料改定に際して、次の措置が行われている。

・ 特設公衆電話に係る費用の扱い

特設公衆電話(※1)については、平成24年度以前においては、災害時等に原則としてNTT東日本・西日本が設置工事費用、電話機費用及び端末回線コストを負担して設置していたが、東日本大震災を受け、原則としてNTT東日本・西日本が設置工事費用及び端末回線コストを負担する特設公衆電話の事前設置が進められている。

本件申請では、平成25年度から平成28年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入した上で接続料が算定され、次のとおり設定されている(※2)。

※1 避難所等に設置され、災害時等に無償で利用可能となる電話。あらかじめ避難所等に加入者回線を設置しておき、災害時等に避難所等の管理者等がその加入者回線に電話機を接続することで利用可能とする事前設置型と、災害時等に必要に応じ避難所等に設置する事後設置型とがある。NTT東日本・西日本は、東日本大震災を踏まえ、災害時等に直ちに利用出来るよう特設公衆電話の事前設置を進めており、平成28年9月末時点で自治体管理の避難所(小中学校等)などに、54,198(NTT東日本:34,758 NTT西日本:19,440)台が設置されている。

※2 本件申請に当たっては、昨年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能に係る接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

■ 申請料金：公衆電話発信機能の接続料(3分当たり単価)

	平成 29 年度		平成 28 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※	290.52 円	213.89 円	244.26 円	192.19 円
特別損失	—	—	+0.13 円	+0.20 円
調整額	+136.28 円	+68.08 円	+116.64 円	+60.79 円
接続料 (特設公衆電話に係る費用を算入しない場合)	426.80 円	281.97 円	361.03 円	253.17 円
特設公衆電話費用	+17.64 円	+11.63 円	+10.91 円	+7.92 円
申請接続料	444.44 円	293.60 円	371.93 円	261.09 円
括弧内は前年度比	(+19.5%)	(+12.5%)	(+22.7%)	(+7.6%)
前年度からの増減額	+72.50 円	+32.51 円	+68.74 円	+18.36 円

※ 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない

■申請料金: デジタル公衆電話発信機能(3分当たり単価)

	平成 29 年度		平成 28 年度	
	NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
接続料算定単価※	203.83 円	229.14 円	160.83 円	202.93 円
特別損失	—	—	+0.09 円	+0.05 円
調整額	+92.79 円	+71.33 円	+51.93 円	+56.61 円
接続料 (特設公衆電話に係る費用を算入しない場合)	296.62 円	300.47 円	212.85 円	259.60 円
特設公衆電話費用	+17.68 円	+11.56 円	+10.87 円	+7.88 円
申請接続料	314.30 円	312.03 円	223.72 円	267.48 円
括弧内は前年度比	(+40.5%)	(+16.7%)	(+24.2%)	(+7.3%)
前年度からの増減額	+90.58 円	+44.55 円	+43.61 円	+18.23 円

※ 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない

5. 回線管理機能に係る接続料の平準化

本件申請では、ドライカップ、ラインシェアリング及び加入光ファイバの回線管理機能について、それぞれ接続料を設定するのではなく、「ラインシェアリング」と「それ以外の回線」でそれぞれ接続料が設定されている。

具体的には、ラインシェアリングとそれ以外の回線では管理事務の内容が異なることを踏まえ、①全ての機能について発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェアリング以外の機能について発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて接続料が設定されている。

こうした措置は、平成16年度以降、各年度の接続料の設定に際して、機能ごとに接続料を設定するとそれぞれの料金水準に大きな差が生じる状況にあったために実施されてきたものであり、平成29年度接続料においてもこれが当てはまることから、上記措置が行われている。

なお、回線管理機能に係る接続料の平準化を実施するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている(※)。

※ 昨年同様、ファイル連携システム開発費を回線管理機能に係る接続料の原価から控除するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請も本件申請と併せて行われている。

■申請料金: 回線管理機能に係る接続料(平準化後)

	ラインシェアリング		ドライカップ・加入光ファイバ	
	NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
申請接続料 (カッコ内は平成28年度適用接続料)	44円 (48円)	62円 (57円)	54円 (57円)	70円 (66円)
調整額	▲3円	+3円	▲2円	+1円
ファイル連携システム開発費 の控除による影響額	▲2円	▲3円	▲3円	▲3円

【参考】平準化を行わない場合の機能ごとの単金（月額）

	ラインシェアリング		ドライカップ		加入光ファイバ	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
参考単金 (カッコ内は平成28年度参考単金)	35円 (44円)	40円 (47円)	46円 (39円)	61円 (44円)	67円 (87円)	106円 (124円)
調整額	▲2円	+3円	▲1円	+2円	▲2円	+2円
ファイル連携システム開発費の 控除による影響額	▲3円	▲3円	▲3円	▲3円	▲2円	▲1円

6. その他

(1)加入者交換機接続用伝送装置利用機能の廃止

NTT東日本・西日本において、D70加入者交換機を新ノードへ更改完了(平成 28 年9月)したことに伴い、GC接続時に加入者交換機接続用伝送装置を介さず、加入者交換機と接続事業者網を直接接続する構成となった。

そのため、加入者交換機接続用伝送装置が不要となり、当該装置を利用した接続実績が無くなったこと及び今後の利用も見込まれないことから、加入者交換機接続用伝送装置利用機能について、接続約款から関連する規定を削除する。

当該措置については、接続料規則第4条に規定された加入者交換機接続伝送専用機能について接続料を設定しないこととするものであることから、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

(2)通信路設定伝送機能の一部廃止(NTT東日本のみ)

NTT東日本において、接続約款上整理品目化されている通信路設定伝送機能の一般専用に係るもののうち、①専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hz から10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの及び②200 bit/s、4,800 bit/s及び9,600bit/sの符号伝送が可能なもの並びに高速デジタル伝送に係るもののうち、44.210 Mb/s、48.384 Mb/s、149.760 Mb/s及び599.040 Mb/sの符号伝送が可能なもの(メトロハイリンク)について、利用者が0となり、当該機能の利用が無くなったことから、接続約款から関連する規定を削除する。

(3)通信路設定伝送機能の一部及びデータ伝送機能の整理品目化(NTT東日本のみ)

NTT東日本において、通信路設定伝送機能(ATM専用に係るもの)及びデータ伝送機能(メガデータネット)について、需要が減少し、また機能提供に係る設備の老朽化により平成 30 年度末に維持限界を迎えることから、新規受付を停止し、当該機能の接続料に係る規定の整理品目化を行う(機能廃止は平成 30 年度末を予定)(※)。

※ NTT西日本は同機能について平成 29 年度末整理品目化、平成 30 年度末機能廃止予定

【各機能の主な接続料】

(1) 端末回線伝送機能

区分		単位 (月額)	平成29年度接続料(カッコ内は調整前)		平成28年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
一般帯域透過端末 伝送機能 〔ドライカッパ〕※1	回線管理機能	1回線 ごと	54円 (56円)	70円 (69円)	57円	66円
	回線部分	1回線 ごと	1,575円 (1,394円)	1,528円 (1,417円)	1,381円	1,387円
特別帯域透過端末伝送機能 〔FTTR〕※1		1回線 ごと	856円 (804円)	1,063円 (959円)	752円	929円
帯域分割端末伝送機能 〔ラインシェアリング〕 ※1	回線管理機能	1回線 ごと	44円 (47円)	62円 (59円)	48円	57円
	MDF部分	1回線 ごと	54円 (46円)	46円 (40円)	52円	44円
光信号伝送装置 〔GE-PON〕※2	1Gb/s	1装置 ごと	1,402円 (1,611円)	1,200円 (1,439円)	1,333円	1,460円
通信路設定伝送機能を 組み合わされるもの※1	2線式のもの	1回線 ごと	1,529円 (1,354円)	1,500円 (1,384円)	1,350円	1,369円
光屋内配線を利用する場合の加算額※2		1回線 ごと	189円 (188円)	180円 (182円)	186円	184円

※1 タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

※2 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(2) 端末系交換機能(東西均一料金)

区分	単位	平成29年度接続料(カッコ内は調整前)	平成28年度接続料
優先接続機能	1通信ごと	0.0637円 (0.0464円)	0.0527円
一般番号ポータビリティ実現機能	月額	10,083,333円 (9,916,667円)	10,000,000円

(3) 光信号電気信号変換機能及び光信号分離機能

区分			単位 (月額)	平成29年度接続料(カッコ内は調整前)		平成28年度接続料	
				NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号電気信号 変換機能 〔メディアコンバータ〕※	100Mb/s	非集線型 〈1MCタイプ〉	1回線 ごと	410円 (356円)	277円 (292円)	255円	266円
		1Gb/s	1回線 ごと	862円 (858円)	657円 (675円)	766円	630円
光信号分離機能 〔局内スプリッタ〕※	局内4分岐のもの		1回線 ごと	261円 (277円)	230円 (279円)	257円	269円

※ タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(4) 中継伝送機能

区分	単位 (月額)	平成29年度接続料(カッコ内は調整前)		平成28年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕	1回線・1メートルごと	1,060円 (0,946円)	1,038円 (0,979円)	0,885円	0,959円

(5) ルーティング伝送機能(地域IP網に係るもの)

区分	単位 (月額)	平成29年度接続料(カッコ内は調整前)		平成28年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
特別収容局ルータ 接続ルーティング機能 〔収容局接続〕	LANインタフェース 100Mbit/s	—	179,185円 (171,087円)	—	192,404円
	ATMインタフェース	48,630円 (136,726円)	188,450円 (167,586円)	231,341円	156,974円

(6) 通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位 (月額)	平成29年度接続料(カッコ内は調整前)		平成28年度接続料		
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
一般専用 に係るもの 〔一般専用サービス〕	3.4kHz	同一MA内の場合	1回線 ごと 11,482円 (9,329円)	14,967円 (10,486円)	10,769円	9,589円
		上記以外の場合	1回線 ごと 12,521円 (10,224円)	16,758円 (11,760円)	11,968円	11,255円
		10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線 ごと 380円 (240円)	170円 (120円)	180円	130円
高速デジタル 伝送に係るもの 〔デジタルアクセス〕 〈エコノミークラス〉 ※1	64kb/s	同一MA内の場合	1回線 ごと 10,857円 (8,822円)	14,153円 (9,919円)	10,171円	9,063円
		上記以外の場合	1回線 ごと 11,838円 (9,668円)	15,842円 (11,119円)	11,302円	10,633円
		10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線 ごと 360円 (230円)	160円 (110円)	170円	120円
ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〈デュアルクラス〉 ※2	1.536M b/s	同一MA内の場合	1回線 ごと 111,268円 (77,333円)	101,589円 (68,845円)	92,151円	57,960円
		上記以外の場合	1回線 ごと 134,812円 (97,637円)	142,125円 (97,645円)	119,295円	95,640円
		10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線 ごと 8,640円 (5,520円)	3,840円 (2,640円)	4,080円	2,880円
ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〈デュアルクラス〉 ※2	1Mb/s	同一MA内の場合	1回線 ごと 384,464円 (245,119円)	129,542円 (99,790円)	290,347円	96,213円
		上記以外の場合	1回線 ごと 399,888円 (255,644円)	148,001円 (112,683円)	309,872円	114,067円
		10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線 ごと 1,910円 (1,430円)	1,270円 (950円)	1,430円	950円

※1 タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

※2 本申請において整理品目化(NTT東日本のみ)

(7) データ伝送機能※(主な品目のみ)

区分	単位 (月額)	平成29年度接続料(カッコ内は調整前)		平成28年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
データ伝送機能 〔メガデータネット〕	500kb/s 〈クラス1〉	1回線 ごと 62,910円 (41,530円)	27,593円 (20,669円)	44,977円	20,652円
	6Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度3Mb/s〉	1回線 ごと 372,124円 (246,150円)	157,002円 (118,273円)	264,273円	117,689円
	10Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度5Mb/s〉	1回線 ごと 571,196円 (377,885円)	238,842円 (180,000円)	392,900円	174,670円

※ 本申請において整理品目化(NTT東日本のみ)

(8) 番号案内機能等

区分		単位	平成29年度接続料(カッコ内は調整前)		平成28年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
番号案内サービス 接続機能	中継交換機等接続	1案内ごと	258円 (173円)	220円 (151円)	197円	166円
	端末回線 線端等接続	加入電話から 発信する場合	1案内ごと	264円 (177円)	224円 (155円)	201円
番号情報データベース登録機能		1番号ごと	—	9.99円 (7.77円)	—	6.82円
番号情報データベース 利用機能	一括でデータ抽出	1番号ごと	—	7.81円 (5.49円)	—	6.27円
	異動データのみをデータ抽出	1番号ごと	—	10.16円 (7.81円)	—	6.77円

(9) 公衆電話機能

区分		単位	平成29年度接続料(カッコ内は調整前)		平成28年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
公衆電話発信機能		1秒ごと	2.4691円 (1.7121円)	1.6311円 (1.2529円)	2.0663円	1.4505円
デジタル公衆電話発信機能		1秒ごと	1.7461円 (1.2307円)	1.7335円 (1.3373円)	1.2429円	1.4860円

工事費・手続費・コロケーション料金等

NTT東日本・西日本は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第4項第1号ホに基づき、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の4で定める事項(工事費・手続費・コロケーション料金等)を接続約款に規定することが義務付けられている。平成29年度の工事費・手続費(※)は、NTT東日本では管理共通費や退職給与費の増加により作業単金が増加したため、前年度に比べて概ね上昇、NTT西日本では管理共通費や退職給与費の減少により作業単金が減少したため、前年度に比べて概ね減少している。

※ 工事費・手続費は、一部を除き、作業単金に作業時間を乗じて算定されている。

(1)工事費・手続費の算定に用いられる作業単金

単位	平成29年度単金		平成28年度単金	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平日昼間・一人当たり・1時間ごと	6,216円	6,065円	6,199円	6,116円
平日夜間・一人当たり・1時間ごと	7,155円	6,993円	7,148円	7,052円
平日深夜・一人当たり・1時間ごと	8,226円	8,053円	8,232円	8,120円
土日祝日昼夜間・一人当たり・1時間ごと	7,423円	7,258円	7,420円	7,319円
土日祝日深夜・一人当たり・1時間ごと	8,495円	8,317円	8,505円	8,387円

(2)光屋内配線に係る工事費

光屋内配線(※1)に係る工事費については、平成26年度接続料の認可に際し、当審議会答申を踏まえ、総務省からNTT東日本・西日本に対して、「工事費の算定に用いられる作業時間について、平成26年度に実施した再計測では、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが想定されること(※2)から、毎年度、配管の有無を調査し、」配管の有無の比率が大きく変化した場合には、接続料に反映するよう要請した。

NTT東日本・西日本が配管の有無を調査したところ、その比率は、平成26年度と平成28年度では大きな変化がなかったことから、光屋内配線を新設する場合の作業時間は、平成26年度再計測時と同等としている。本件申請では、作業単金はNTT東日本で上昇、NTT西日本で低減、また、NTT東日本・西日本ともに作業時間は同等、物品費が低減したことにより、光屋内配線に係る工事費はNTT東日本で上昇、NTT西日本で低減している。

※1 主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。

※2 工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約1/3であることが判明。光屋内配線の新設工事の場合は、配管が設置されている建造物の比率が前回計測時と比べて高くなったことが、作業時間短縮の要因と想定される。

区分		単位	平成29年度料金		平成28年度料金	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光屋内配線 工事費※	光屋内配線を 新設する場合	1工事 ごと	14,608円	14,400円	14,597円	14,527円

※ 工事の適用時間帯:平日昼間の場合。

(3)加入ダークファイバの工事日予約可否調査に係る手続費(NTT東日本のみ)

現在、加入ダークファイバについては、工事日の予約・指定から開通工事に至るまで4歴日を要することから、申込日の5歴日後を最短の提供可能日とする運用を行っているところ。

今般、NTT東日本の利用部門より、フレッツ光について、申込日当日又は翌日に開通するオプションメニューの要望が発生したことを受け、本件申請では、当該日の工事稼働枠の空き状況を調査し、開通工事の実施可否を回答する手続に係る手続費を新たに設定している。

区分	単位	平成29年度料金	
		平日昼間	土日休日昼間
光信号分岐端末回線 工事日予約可否調査費	1光信号 分岐端末 回線ごと	6,732円	8,039円

【主な工事費・手続費・コロケーション料金等】

1. 管路・とう道等の料金の改定

(1) 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位 (年額)	平成29年度平均料金(カッコ内は調整前)		平成28年度平均料金	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
管路	1条当たり1メートルごと	243円 (228円)	173円 (178円)	203円	158円
とう道	1メートルごと	49,588円 (45,830円)	37,098円 (37,717円)	40,486円	33,855円
土地	1平方メートルごと	1,078円 (1,078円)	624円 (664円)	1,055円	632円
建物	1平方メートルごと	33,395円 (33,291円)	19,539円 (20,291円)	32,154円	19,105円

(2) 電柱使用料の改定

区分	単位 (年額)	平成29年度料金(カッコ内は調整前)		平成28年度料金	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
電柱使用料	1使用箇所数ごと	644円 (733円)	662円 (719円)	684円	686円

2. 個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

個別負担の接続料(網改造料)については、取得固定資産価額が個別に把握できない場合に、物品費及び設備区分ごとの諸比率を用いて取得固定資産価額相当額を算出(※1)した上で、設備管理運営費を算出(※2)している。

※1 取得固定資産価額相当額＝物品費＋取付費(物品費×取付費比率)＋諸掛費((物品費＋取付費)×諸掛費比率)
＋共通割掛費((物品費＋取付費＋諸掛費)×共通割掛費比率)

※2 設備管理運営費＝保守運営費(取得固定資産価額相当額×設備管理運営費比率)
＋減価償却費(取得固定資産価額相当額を基に算定)

(1) 取得固定資産価額相当額の算定に係る比率

区分		平成29年度数値		平成28年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	交換機械設備	0.258	0.309	0.256	0.305
	電力設備	0.920	0.869	0.922	0.852
	伝送機械設備	0.158	0.239	0.161	0.239
	無線機械設備	0.625	0.258	0.129	0.114
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.082	0.076	0.082	0.072
	土地及び通信用建物以外	0.008	0.003	0.007	0.004
共通割掛費比率※		0.103	0.085	0.084	0.061

(2) 年額料金の算定に係る比率

区分		平成 29 年度数値		平成 28 年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
設備管理 運営費比率※	端末回線伝送機能	0.033	0.032	0.034	0.034
	端末系交換機能	0.058	0.046	0.052	0.047
	中継系交換機能	0.069	0.055	0.060	0.052
	中継伝送機能	0.040	0.038	0.037	0.037
	通信料対応設備合計	0.055	0.045	0.050	0.045
	データ系設備合計	0.101	0.086	0.101	0.082

※ 網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

(3) 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分		平成 29 年度数値		平成 28 年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	受電設備	1.314	1.079	1.319	1.069
	発電設備	0.633	0.796	0.628	0.383
	電源設備及び蓄電池設備	0.889	0.860	0.915	0.854
	空気調整設備	1.598	1.999	1.602	1.927
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.022	0.032	0.020	0.032